

ばんどうし
坂東市
BANDO CITY

手続門公かりの地

テキストサイズ
TEXT SIZE

S M L

Multilingual
(多言語翻訳)

サイト内検索
SEARCH

例：住民票

くらし
LIVING

子育て・教育
PARENTING EDUCATION

観光・歴史
TOURISM HISTORY

産業
INDUSTRY

市政
MUNICIPAL

ホーム > [くらし](#) > [生活環境](#) > ペット

くらし

> [犬猫の保護・捜索情報](#) > [〇地震に備えてブロック塀や石塀の安全点検を！](#) > [菅生沼の自然景観保全条例](#) > [ごみ](#) > [し尿処理](#)
> [上水道](#) > [下水道](#) > [ペット](#) > [PM2.5](#) > [エコ・ショップ制度](#) > [太陽光発電助成について](#)
> [住宅リフォーム資金助成制度](#)

ツイート

いいね！ 0

LINEで送る

ペット

飼い主のルールとマナー

あなたの犬や猫はご近所から愛されていますか！？

飼い主は、回りに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。ご近所の方すべてが、犬・ねこの好きな方とは限りません。そんな方々からも理解を得られるよう、責任をもって飼いましょう。

●犬はつないで、事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬は放れてしまうと、他人に恐怖をあたえたり、咬みつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあつたりと様々な事件事故の原因ともなります。散歩のときも、必ず引き綱はつけましょう。

- 「身元証明」で愛犬・愛猫の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも、飼い犬には「鑑札」・「注射済票」だけでなく、迷子札（電話番号など）を必ず首輪などに装着しましょう。犬猫ともに、迷子札の代わりにマイクロチップの埋め込みをすれば、脱落することもなく、外観も損ねず、より効果的です。

- 「捨て犬」・「捨て猫」をなくしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。飼っていただける方を探しましょう。また、子犬や子猫が生まれて困るより「生まれない手術（不妊去勢手術）」をおすすめします。

- 環境美化につとめましょう。

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。散歩中、「ふん」をしたときは必ず持ち帰り、公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

- 立派にしつけて愛される犬・猫にしましょう。

鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々の多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって防止・改善することができます。飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にしてあげましょう。また、猫はできるだけ室内で飼うよう努めましょう。

- 災害時に備えましょう。

災害時に愛犬・愛猫と一緒に安全な避難できるよう、日頃から基本的なしつけをして、予備のえさなども備えておきましょう。



●野良猫について

野良猫の世話をする場合は、世話をする場所の方に了承を得た上で、時間を決めて餌を与え、一定の時間が過ぎたら餌皿を片付けたり、猫のトイレを設置してこまめに掃除をするなど、出来る限り他の人の迷惑にならないようにしましょう。また、生まれてこないように全頭に不妊手術を施しましょう。

坂東市では、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、茨城県動物愛護推進員やボランティアの協力を得ながら、野良猫に不妊（去勢）手術をする取組を進めています。（不妊手術を行った野良猫は、耳先を桜の花びらのような形にカットされており、未手術の野良猫と区別がつくようになっています。）

「公益財団法人どうぶつ基金」のホームページは[こちら](#)

なお、飼い主が不明な猫で、負傷または衰弱していたり、自立できないような子猫を保護した際は、引き取りますのでご連絡ください。

飼い犬について

1. 犬の登録と狂犬病予防注射

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後91日以上すべての飼い犬は、生涯で1回の登録と毎年度1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務づけられています。

市では、毎年4月に各地区の公民館等で狂犬病予防集合注射を、秋頃には臨時集合注射を行っています。集合注射実施日に都合の悪い方は、最寄りの動物病院で受けてください。

- 登録手数料 2,000円（生涯1回）
- 狂犬病予防注射済票交付手数料 350円（毎年度）

市役所窓口で手続きを行うと、「鑑札」または「注射済票」が発行されますので、飼い犬の首輪に付けてください。

また、茨城県では次の8犬種と大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼育を義務づけています。

【特定犬種】

- (1)秋田犬 (2)土佐犬 (3)紀州犬 (4)ジャーマン・シェパード (5)ドーベルマン
- (6)グレート・デーン (7)セント・バーナード
- (8)アメリカン・ピット・ブル・テリア (アメリカン・スタッフォードシャー・テリア)



2. 犬の登録事項の変更について

犬の飼い主に変更があった場合や、坂東市に飼い犬を転入されたときは届け出が必要です。また、飼い犬が死亡または長期間いなくなっていて戻らない場合は登録を変更しますので、生活環境課へご連絡ください。

3. 飼い犬がいなくなったら…

飼い犬がいなくなったら、生活環境課・茨城県動物指導センター・警察署に保護されているか、必ず問い合わせをしてください。茨城県動物指導センターや坂東市のホームページでは迷い犬・猫の情報を掲載しています。

茨城県動物指導センターホームページは、[こちら](#)
坂東市の犬猫の保護・検索情報は、[こちら](#)

4. 迷い犬を保護したら…

迷い犬が保護したら、生活環境課・茨城県動物指導センター・警察署等に保護したことを伝えましょう。

5. 迷い犬にお困りの場合

市では犬捕獲機を貸し出しています。貸し出しを希望される方は生活環境課へお申し込みください。また、茨城県動物指導センターも相談を受けています。

茨城県動物指導センター 茨城県笠間市日沢47 TEL:0296-72-1200